

## 浜松市スポーツ人材バンク登録申込書

申込年月日 平成 年 月 日

登録番号

※記入しないでください。

下記の内容で、浜松市スポーツ人材バンクへの登録を申し込みします。

私（及び会員）は、浜松市スポーツ人材バンク設置運営要綱第11条に規定する「市内において、市民で組織する団体やグループ、クラブ等が、スポーツ・レクリエーションのイベント活動等を行う団体」へ、本用紙に記載されている個人情報を提供することに同意します。

私（及び会員）は、浜松市スポーツ人材バンク設置運営要綱第5条の規定を遵守します。

※確認していただき、同意していただける場合は☑をお願いします。

同意する 

\* 同意いただいた後下記の記入をお願いします。

申し込み区分	個人 ・ 団体 （ 団体名： ）		
登録人数	男性： 名 / 女性： 名 / 合計： 名		
ふりがな		性別 (団体の場合は代表者)	男・女
氏名 (団体の場合は代表者)			
住所 (団体の場合は代表者)	〒		
生年月日(代表者)	昭和・平成 年 月 日	年齢(代表者)	歳
資格・特技等	〔医療・手話・筆耕・指導員など〕(団体の場合は、メンバー全員の中で主なもの)		
連絡先(団体の場合は代表者、連絡責任者)			
自宅電話		職業	
携帯電話		会社名	
E-mail		学校名	
* 登録申込者が未成年の場合			
私（及び会員）は、浜松市スポーツ人材バンク設置運営要綱第2条ただし書き「未成年者にあつては法定代理人の承諾を必要とする。」の規定に同意し、以下に署名します。			
氏名		続柄	

## ◆個人情報の取り扱いについて

お預かりした個人情報は、浜松市個人情報保護条例の規定に基づき管理し、スポーツ人材バンクの業務のためのみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、当該個人情報は、浜松市と指定業者で適正に保管いたします。なお、スポーツ人材を必要とする各種団体から当該個人情報について情報提供依頼があった場合は、活動内容・範囲等が合致した範囲内で当該団体に提供させていただきますが、不要になった時点で速やかに廃棄いたします。

## 浜松市スポーツ人材バンク設置運営要項

### (趣旨)

第1条 浜松市ではスポーツ推進計画の中で、「スポーツはみんなのもの スポーツ文化都市 やらまいか浜松」を合言葉に「スポーツ文化都市」の実現を目指し、「するスポーツ・観るスポーツ・支える(育てる)スポーツ」をスポーツ推進の三本柱として位置づけている。

その中でも「支える(育てる)スポーツ」の担い手として、指導者、ボランティアの育成を図るとともに、自主的・自発的に参加できるような体制・組織づくりが必要であることから、登録・紹介等を行う浜松市スポーツ人材バンク(以下「スポーツ人材バンク」という。)を設置する。

### (登録要件)

第2条 スポーツ人材バンクに登録できる者は、各種スポーツ・レクリエーション等を通じた地域の活性化やスポーツに関心があり、「支える(育てる)スポーツ」に自ら積極的に時間と労力を提供しようとする中学校に在学する生徒(以下「中学生」という。)及び15歳以上の者(中学生を除く)で、浜松市内に在住・在学・在勤する者とする。

ただし、未成年者にあつては法定代理人の承諾を必要とする。

### (登録申込)

第3条 スポーツ人材バンクに登録を申し込みする者(以下「登録申込者」という。)は、浜松市スポーツ人材バンク登録申込書(様式1号)に必要事項を記入し、浜松市長が指定する者(以下「指定業者」という。)に提出する。

2 指定業者は、上記登録申込書の内容を審査後、登録が適当と認められる場合は、スポーツ人材バンクに登録し、登録申込者へ、浜松市スポーツ人材バンク登録完了通知書(様式2号)を交付する。

### (登録申込内容の確認)

第4条 登録用紙の提出があつたとき、必要に応じて指定業者は、登録申込者へ登録用紙に記載された事項等の確認を行うことができる。

### (活動内容)

第5条 スポーツ人材バンク登録者(以下「登録者」という。)の活動内容は、主に運営補助や受付・会場案内、交通整理、清掃作業等であり、以下の任務を負う。

- (1) 第12条に記載する依頼者(スポーツイベントの主催者等)の要請を受け、その任にあたる。
- (2) 依頼者との連絡を密にし、事前に十分な打ち合わせを行う。
- (3) 活動にあたってはボランティア精神に則って物事にあたる。
- (4) 指導者、ボランティアとしてふさわしくない行為をした者は脱退しなければならない。

### (登録者名簿の作成)

第6条 指定業者は、登録したスポーツ人材の活動希望内容、活動範囲などを記載した登録者名簿を作成し、スポーツ人材バンクに登録する。

### (登録者名簿の保管)

第7条 登録者名簿は、浜松市及び指定業者で適正に保管する。

### (登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに指定業者あてに浜松市スポーツ人材変更届(様式3号)を提出する。

### (登録確認)

第9条 指定業者は、3年に一度登録者について、第2条に規定する登録要件の確認を行うものとする。

### (登録の取消)

第10条 指定業者は、登録者が設置の趣旨に反する行為をしたとき、または登録者自ら登録辞退の申し出があつたときは、登録を取り消すことができる。

2 登録者は、登録辞退の申し出をする場合は、浜松市スポーツ人材バンク脱退届出書(様式4号)を提出する。

3 登録者が第2条に規定する登録要件を転出、死亡等により、その要件を欠くに至った場合は登録を取り消すことができる。

### (利用者の範囲)

第11条 市民で組織する団体やグループ、クラブ等が、市内においてスポーツ・レクリエーションのイベント活動等を行う場合、スポーツ人材バンクを利用することができる。ただし、営利を目的とする事業(市が共催する事業等必要と認める事業を除く)、特定の政党の利害に関する事業及び特定の宗教を支持する事業には利用することができない。

### (依頼の方法)

第12条 スポーツ人材を必要とする各種団体等(以下「依頼者」という。)は、活動希望内容及び活動範囲が合致した登録者と直接協議することができる。

2 依頼者がスポーツ人材を依頼するときは、次の手続きを必要とする。

- (1) 依頼者は浜松市スポーツ人材依頼書(様式5号)に必要事項を記入し、指定業者に提出する。
- (2) 指定業者は、内容を判断し、依頼内容が適当と認められるときは、登録者に対し、浜松市スポーツ人材協力依頼通知書(様式6号)により通知する。
- (3) 協力できる登録者は、依頼者に連絡をする。
- (4) 依頼者は、事業終了後速やかに浜松市スポーツ人材バンク報告書(様式7号)を指定業者に提出する。

### (依頼者の責務)

第13条 依頼に係る経費(交通費、傷害保険料等)については、依頼者が負担するものとし、事故等の不測の事態に対して責任を負うものとする。

### (賠償責任)

第14条 スポーツ人材バンクの設置及び運営にあたり、浜松市及び指定業者は、登録者及び利用者に対し、傷害・損害賠償等の一切の責任を負わない。

### 附 則

この要綱は、平成28年 9月 1日から施行する。